

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第51号

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則（平成20年四日市市規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害対策本部の設置)</p> <p>第2条 災害対策本部は、次の各号に掲げる場合に災害対策本部長（以下「本部長」という。）が設置するものとする。</p> <p>(1) 市内を含む地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雪警報、暴風雪警報、暴風警報、<u>レベル2高潮注意報、レベル3氾濫警報、レベル3大雨警報、レベル3土砂災害警報、レベル3高潮警報、レベル4氾濫危険警報、レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報、レベル4高潮危険警報、気象防災速報（記録的短時間大雨）、津波注意報（津波予報区「伊勢・三河湾」）、津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）又は大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）のいずれかが発表されたとき。</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>	<p>(災害対策本部の設置)</p> <p>第2条 災害対策本部は、次の各号に掲げる場合に災害対策本部長（以下「本部長」という。）が設置するものとする。</p> <p>(1) 市内を含む地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雪警報、暴風雪警報、暴風警報、<u>大雨警報、洪水警報、高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの）、高潮警報、津波注意報（津波予報区「伊勢・三河湾」）、津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）又は大津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）のいずれかが発表されたとき。</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>

改正後
別表第3（第13条関係）

種別	配備体制	配備時期
注意体制	関係部局において必要最小限の人員を配置し、主として情報収集、連絡活動等を行い、状況により警戒体制に迅速に移行できる体制	<p>1 市内を含む地域に<u>次の気象情報</u>が発表されたとき。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>レベル2 氾濫注意報</u></p> <p>(3) <u>レベル2 大雨注意報</u></p> <p>(4) <u>レベル2 土砂災害注意報</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>

改正前		
別表第3 (第13条関係)		
種別	配備体制	配備時期
注意体制	関係部局において必要最小限の人員を配置し、主として情報収集、連絡活動等を行い、状況により警戒体制に迅速に移行できる体制	<p>1 市内を含む地域に<u>次の注意報、又は警報</u>が発表されたとき。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>大雨注意報</u></p> <p>(3) <u>洪水注意報</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2</u> <u>市内を含む地域に次の注意報が発表され、市長が必要と認めたとき。</u></p> <p>(1) <u>高潮注意報</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>

改正後		
別表第4 (第13条、第14条関係)		

種別	配備体制	配備時期
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うため各部署の適宜な人員をもって当たるもので、状況により直ちに非常体制に移行できる体制	<p>1 市内を含む地域に<u>次の気象情報</u>が発表されたとき。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>レベル 2 高潮注意報</u></p> <p>(4) <u>レベル 3 氾濫警報</u></p> <p>(5) <u>レベル 3 大雨警報</u></p> <p>(6) <u>レベル 3 土砂災害警報</u></p> <p>(7) <u>レベル 3 高潮警報</u></p> <p>(8) <u>レベル 4 氾濫危険警報</u></p> <p>(9) <u>レベル 4 大雨危険警報</u></p> <p>(10) <u>レベル 4 土砂災害危険警報</u></p> <p>(11) <u>レベル 4 高潮危険警報</u></p> <p>(12) <u>気象防災速報（記録的短時間大雨）</u></p> <p>(13) <u>津波注意報（津波予報区「伊勢・三河湾」）</u></p> <p>(14) <u>津波警報（津波予報区「伊勢・三河湾」）</u></p> <p>2 から 6 まで (略)</p>
(略)	(略)	(略)

改正前		
別表第 4（第 1 3 条、第 1 4 条関係）		
種別	配備体制	配備時期
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うため各部署の適宜な人員をもって当たるもので、状況により	<p>1 市内を含む地域に<u>次の注意報、又は警報のいずれか</u>が発表されたとき。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>大雨警報</u></p> <p>(4) <u>洪水警報</u></p> <p>(5) <u>高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されているもの）</u></p>

	直ちに非常体制に移行 できる体制	(6) <u>高潮警報</u> (7) <u>津波注意報</u> （津波予報区「伊勢・ 三河湾」） (8) <u>津波警報</u> （津波予報区「伊勢・三 河湾」） 2 から 6 まで （略）
(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 9 日から施行する。

（危機管理統括部危機管理課）